

令和5年3月22日

お客様 各位

新潟県内の金融機関における相続手続きの共通化について

このたび新井信用金庫は、新潟県内に本店を置く全ての信用金庫、信用組合および新潟県労働金庫とともに、令和5年4月3日より一斉に「預金等の相続手続き共通化」（以下、「本取り組み」）に参加することとなりましたのでお知らせいたします。本取り組みは、株式会社 第四北越銀行と株式会社 大光銀行が、令和4年11月1日より、お客さまの利便性向上を目的として開始しております。金融機関の業態の垣根を越えた連携により実施するものであり、これだけ多くの金融機関による県内統一的な共通化は全国でも例のない取り組みとなります。当金庫では、今後もお客さまの利便性の一層の向上に向けたサービスのご提供に取り組んでまいりますので、引き続きご愛顧賜りますよう、よろしくごお願い申し上げます。

記

1. 本取り組みの目的

これまで、複数の金融機関にご預金等の資産をお持ちの場合、同じ相続手続きであっても金融機関によって書類の様式や記入方法、ご提出いただく確認書類が異なるなど、手続きが煩雑でお客さまのご負担になっておりました。本取り組みは、このようなお客さまのご負担を軽減するため、新潟県内金融機関の相続手続きの取り扱いを共通化し、県民の皆さまの利便性の一層の向上を図ることを目的として実施するものです。

2. 相続手続きを共通化する金融機関（表中の金融機関の記載順は金融機関コード順）

銀行	株式会社 第四北越銀行、株式会社 大光銀行
信用金庫	新潟県内に本店を置く全ての信用金庫 (新井信用金庫、新潟信用金庫、長岡信用金庫、三条信用金庫、新発田信用金庫、柏崎信用金庫、上越信用金庫、村上信用金庫、加茂信用金庫)
信用組合	新潟県内に本店を置く全ての信用組合 (新潟県信用組合、新潟鉄道信用組合、興栄信用組合、はばたき信用組合、協栄信用組合、三條信用組合、巻信用組合、新潟大栄信用組合、塩沢信用組合、糸魚川信用組合)
労働金庫	新潟県労働金庫

3. 共通化の概要

- ・お客さまからご記入いただく「相続手続依頼書」の共通化
- ・お客さまからご提出いただく確認書類（戸籍謄本等）の共通化

※本取り組みは、相続手続きを共同で行うものではなく、必要書類等は、これまで同様、それぞれの金融機関にご提出いただく必要がございます。また、被相続人さまのお取引の内容等によっては、各金融機関で 取り扱いが一部相違する場合もございます。

4. 実施日

- ・令和5年4月3日（月）

以上

【本件に関するお問い合わせ先】
新井信用金庫 本店営業部 預金課
0255-72-3101